

『夜間金庫規定』

1. (利用目的)

この夜間金庫は、当店における本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

2. (利用手数料)

(1) この夜間金庫の利用手数料は、当組合所定の手数料一覧表により1か年分を前払いするものとし、毎年4月(以下「利用手数料徴収時期」といいます。)の当組合所定の日に、利用者が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ利用手数料に充当します。なお、当初契約時の利用手数料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から最初に到来する利用手数料徴収時期の前月分までを支払ってください。

(2) 利用手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の利用手数料は、変更日以後最初に到来する利用手数料徴収時期から適用します。

(3) 利用手数料徴収済の期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から利用手数料徴収済期間最終月までの利用手数料を返戻します。

3. (利用方法)

(1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類(以下「証券類」といいます。)を、当組合所定の入金票および通帳等(入金帳は入金票および通帳と見做します。)とともに当組合所定の入金袋(以下「入金袋」といいます。)に入れ、その入金袋を施錠のうえ夜間金庫に投入してください。なお、入金票には氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。

(2) 入金袋を投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票を受け取ってください。

4. (預金への受入れ処理)

(1) この夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当組合所定の手続により確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。

(2) 前記(1)の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当組合で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には預金への受入金額は当組合で確認した金額によるものとします。この処理をしたうちは、当組合はその責任を負いません。

(3) 入金袋に入金票および通帳等が入っていない場合は、入金処理は行いません。

5. (入金袋等の返却)

入金袋ならびに通帳等は当組合の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。

6. (鍵の保管等)

(1) 投入口鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。

(2) 入金袋の鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当組合が保管し、入金袋の開閉に使用します。

7. (夜間金庫で使用する入金帳の交付)

夜間金庫で使用する入金帳の請求があった場合には、必要と認められる冊数を当組合所定の料金で交付します。

8. (鍵、入金袋の喪失・き損)

投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を失ったとき、またはき損したときは、直ちに書面によって当組合に届出てください。なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。

9. (損害の負担等)

この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、入金袋の不完全な施錠、その他当組合の責めによらない事由により生じた損害については当組合は責任を負いません。また、この夜間金庫について1.に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当組合は責任を負いません。

10. (解約)

この契約は、本人または当組合の都合によりいつでも解約することができます。なお、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を直ちに当店へ返してください。

11. (譲渡・転貸等の禁止)

この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵についても同様とします。

12. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当組合当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

13. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上
2020年4月1日現在